

当組合の取扱商品の誤認防止にかかる留意事項について

当組合で取り扱う投資信託について、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

- 1.投資信託は、貯金でも共済契約でもありません。
- 2.投資信託は、貯金保険制度の対象ではありません。
- 3.投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象ではありません。
- 4.投資信託は、元本の返済は保証されておりません。